

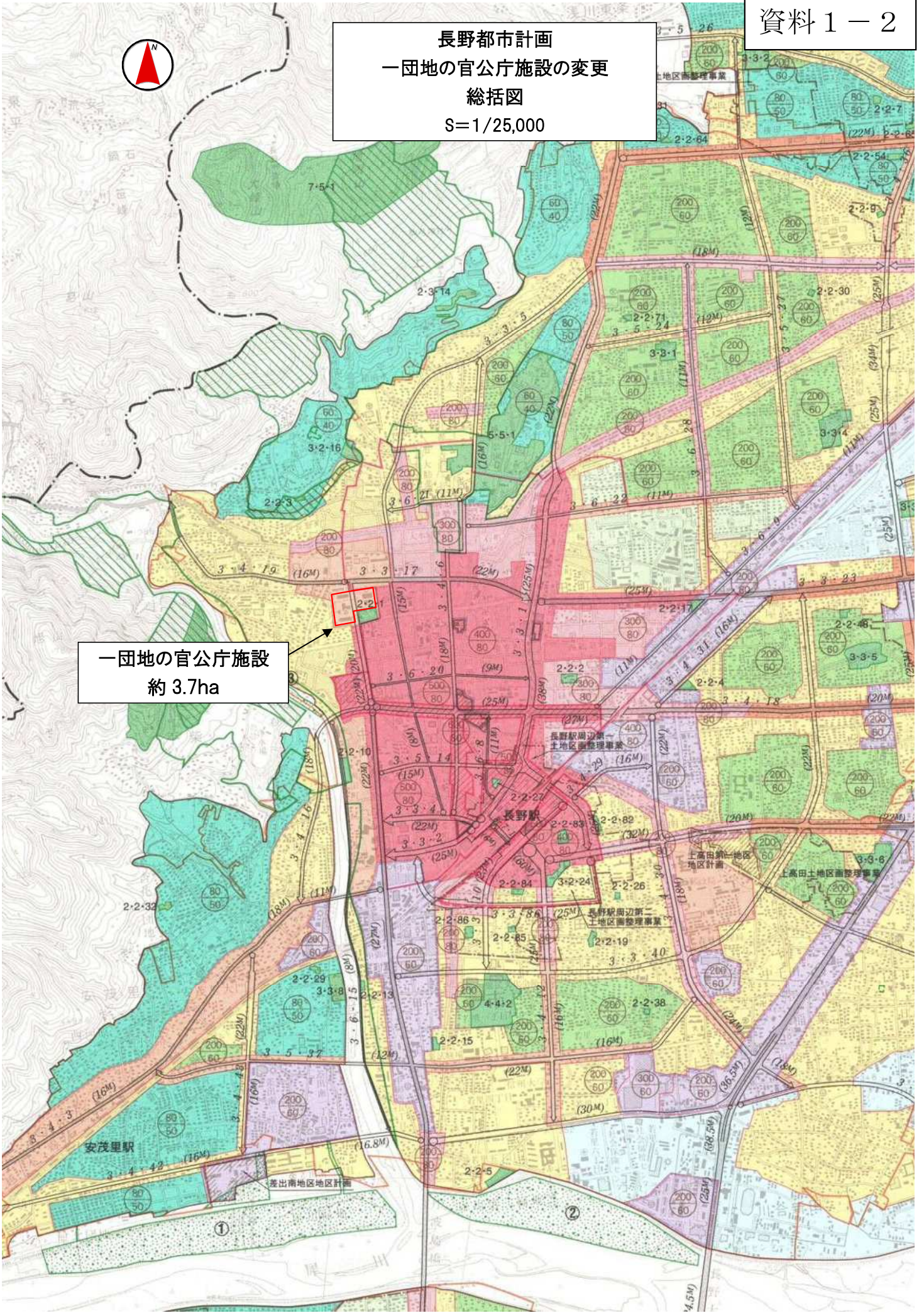
長野都市計画
一団地の官公庁施設の変更案

長野県決定

長野都市計画
一団地の官公庁施設の変更
総括図
S=1/25,000



一団地の官公庁施設
約 3.7ha



長野都市計画一団地の官公庁施設の変更（長野県決定）

都市計画長野一団地の官公庁施設を次のように変更する。

名 称		長野一団地の官公庁施設						
位 置		長野市大字長野字盲塚及び字下長野、大字南長野字上ノ原及び字宮東並びに大字西長野字袖長野及び字盲塚						
面 積		約 3.7ha						
建築物（密度）の 限 度		建蔽率	容積率		備 考			
		敷地面積に対して 40%以下	敷地面積に対して 100%以上		壁面の限度 別紙図面表示のとおり。ただし、壁面を有しない平屋の付属建築物は壁面後退線から道路側に8mを超えない範囲において造ることができる。 高度制限 前面道路（幅 20m）に直接面する建物は9m以上とする。			
配 置 の 方 針	公 共 施 設	道 路	種 別	名 称		幅 員	延 長	備 考
			幹線街路	3・3・17号 県庁大門町線		20m	約 120m	都市計画施設
	公 園 及 び 緑 地	種 別	名 称		面 積		備 考	
		団地広場面積約 1,600 m ² を確保し、憩いの場として整備を図る。						
公 益 的 施 設								
建 築 物		<p>規模と概ねの位置</p> <p>第1号地[公共団体施設用地（国）]（約 1.9ha）</p> <p>第2号地[公共団体施設用地（国）]（約 0.3ha）</p> <p>第3号地[公共団体施設用地（市）]（約 0.3ha）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の良い環境や景観に調和した建築物とする。 ・敷地内にはできる限り緑を配置し、緑あふれるまちづくりと調和を図る。 ・災害発生時における地域住民の安全・安心の確保のため、周辺地域の防災・減災に寄与するように努める。 						

「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置は計画図表示のとおり」

理 由

建物の老朽化と国の行政機関集約のため、新庁舎の建て替えを行うと共に、周辺環境等と調和し、地域の防災・減災への寄与できる土地利用を図るため都市計画長野一団地の官公庁施設を変更するもの。

変更理由書

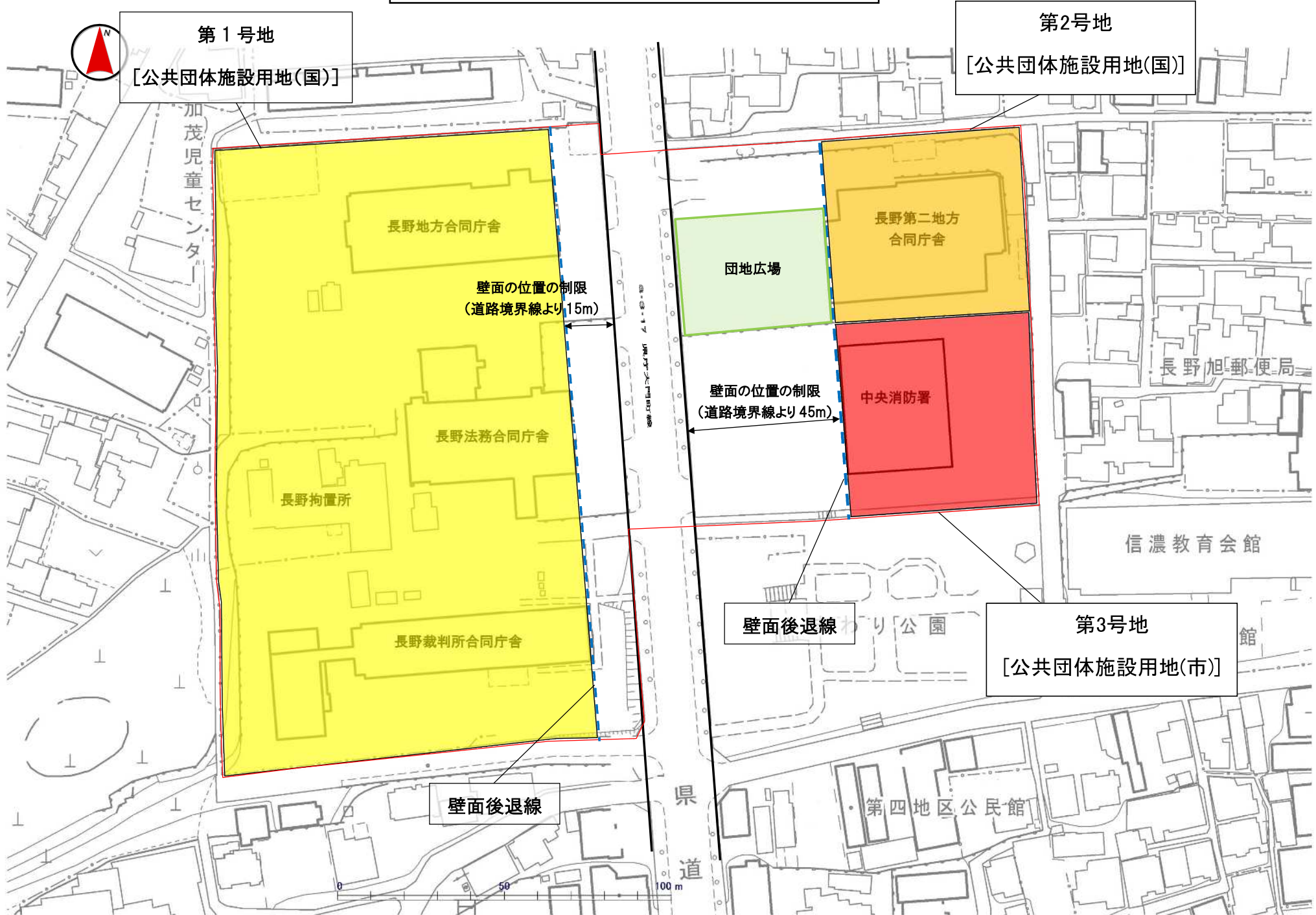
長野一団地の官公庁施設は、官公庁の集約化による公務の効率化と公衆の利便の増進、土地の高度利用、建物の不燃化の促進を図ることを目的として、昭和 36 年に都市計画決定された。その後、昭和 38 年、昭和 62 年、平成 6 年、平成 27 年の 4 回の変更を経て現在に至っており、西街区には国家機関である長野地方合同庁舎、長野法務合同庁舎、長野裁判所合同庁舎、および長野拘置所を、東街区には国家機関である長野第二地方合同庁舎と、長野県勤労者福祉センターが整備された。その後平成 19 年に長野県勤労者福祉センターは、施設の老朽化に加え近隣の長野市内に同種の公共施設が整備されたことなどから廃止され、跡地に中央消防署が H29 年に建設された。

今回、建物の老朽化や必要な耐震性能を有していないことから、長野第 1 合同庁舎と長野法務局総合庁舎を建て替え、さらに単独庁舎である長野地方气象台も新庁舎内に集約し整備を行い業務の効率化や利用者の利便性を向上する計画である。新庁舎の建て替えでは周辺の歴史的風土、自然環境と調和のとれた整備を行い、まちづくりへ寄与するとともに、災害への対応拠点として地域防災に貢献するものとなる。

また、計画書の配置の方針の建築物の記載内容について各施設の配置区域と管理者を明確にし、建築物の形態や意匠等を県や市のまちづくりの方針と合うように記載内容を修正した。

以上の理由から、建築物の限度と配置の方針における建築物の記載内容を修正し、長野都市計画一団地の官公庁施設の変更を行うものである。

長野都市計画 一団地の官公庁施設の変更
計画図 S=1/1,000



一団地の官公庁施設の経緯の概要

昭和 36 年 3 月 17 日 都市計画決定（建設省告示第 538 号）

昭和 38 年 2 月 15 日 第 1 回都市計画変更（建設省告示第 216 号）

昭和 62 年 11 月 12 日 第 2 回都市計画変更（長野県告示第 759 号）

平成 6 年 10 月 3 日 第 3 回都市計画変更（長野県告示第 731 号）

平成 27 年 2 月 26 日 第 4 回都市計画変更（長野県告示第 80 号）

(参考) 都市計画の策定の経緯の概要

長野都市計画一団地の官公庁施設の変更 (長野県決定)

事 項	時 期	備 考
地元説明会	令和3年6月10日(木)	西長野地区 旭町区役員
	令和3年6月24日(木)	第四地区住民自治協議会役員
	令和3年7月5日(月)	地元回覧
公聴会のための素案の閲覧	令和3年9月9日(木)から 令和3年10月1日(金)まで	閲覧者1名
公聴会 (中止)	令和3年10月2日(土)	都市計画法第16条第1項
関東地方整備局長事前協議	令和3年10月21日(木)	
関東地方整備局長事前協議回答	令和3年10月29日(金)	
計画案の公告	令和3年1月13日(木)	都市計画法第17条第1項
計画案の縦覧	令和4年1月13日(木)から 令和4年1月28日(金)まで	縦覧者0名
以下予定		
市町村の意見聴取回答	令和4年3月24日(木)	都市計画法第18条第1項
長野県都市計画審議会審議	令和4年3月25日(金)	
国土交通大臣本協議	令和4年3月下旬	都市計画法第19条第1項
国土交通大臣本協議回答	令和4年4月下旬	
決定告示	令和4年5月上旬	都市計画法第20条第1項

長野都市計画一団地の官公庁施設の変更（長野県決定）

都市計画長野一団地の官公庁施設を次のように変更する。

名称	長野一団地の官公庁施設			
位置	長野市大字長野字盲塚及び字下長野、大字南長野字上ノ原及び字宮東並びに大字西長野字袖長野及び字盲塚			
面積	約 3.7ha	建蔽率	容積率	備考
建築物（密度）の限度	敷地面積に対して 40%以下	敷地面積に対して 100%以上	壁面の限度 別紙図面表示のとおり。ただし、車寄せは 8m を超えない範囲において突出部を造ることができ、 高度制限 前面道路（幅 20m）に直接面する建築物は 9m 以上とする。	
	種別	名称	幅員	延長
公共施設	幹線街路	3・3・17号	県庁大門町線	20m
	種別	名称	面積	備考
配	団地広場面積約 1,600 m ² を確保し、憩いの場として整備を図る。			
	公共施設			
置	<ul style="list-style-type: none"> ・長野地方合同庁舎 鉄筋コンクリート造 5階建 地下1階 建築面積 約 1,900 m² 延べ面積 約 8,700 m² ・長野法務合同庁舎 鉄筋コンクリート造 6階建 建築面積 約 1,500 m² 延べ面積 約 5,900 m² ・長野裁判所合同庁舎 鉄筋コンクリート造 5階建 建築面積 約 1,900 m² 延べ面積 約 9,000 m² ・長野拘留所 鉄筋コンクリート造 2階建 建築面積 約 900 m² 延べ面積 約 1,800 m² ・長野第二地方合同庁舎 鉄筋コンクリート造 5階建 建築面積 約 1,800 m² 延べ面積 約 8,900 m² ・中央消防署 鉄骨造 5階建 建築面積 約 1,200 m² 延べ面積 約 3,800 m² 			
	建築物			
の方				
針				

「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置は計画図面表示のとおり」

理由

老朽化等により長野県勤労者福祉センターを廃止するとともに、その跡地に中央消防署を建設し長野市街地全体の消防・救急体制の強化を図るため都市計画長野一団地の官公庁施設を変更するもの。

長野都市計画一団地の官公庁施設の変更（長野県決定）

都市計画長野一団地の官公庁施設を次のように変更する。

名称	長野一団地の官公庁施設			
位置	長野市大字長野字盲塚及び字下長野、大字南長野字上ノ原及び字宮東並びに大字西長野字袖長野及び字盲塚			
面積	約 3.7ha	建蔽率	容積率	備考
建築物（密度）の限度	敷地面積に対して 40%以下	敷地面積に対して 100%以上	壁面の限度 別紙図面表示のとおり。ただし、壁面を有しない平屋の付属建築物は壁面後退線から道路側に 8m を超えない範囲において造ることができ、 高度制限 前面道路（幅 20m）に直接面する建築物は 9m 以上とする。	
	種別	名称	幅員	延長
公共施設	幹線街路	3・3・17号	県庁大門町線	20m
	種別	名称	面積	備考
配	団地広場面積約 1,600 m ² を確保し、憩いの場として整備を図る。			
	公共施設			
置	<p>規模と概ねの位置</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 号地[公共団体施設用地（国）]（約 1.9ha） 第 2 号地[公共団体施設用地（国）]（約 0.3ha） 第 3 号地[公共団体施設用地（市）]（約 0.3ha） <p>・周辺の良好な環境や景観に調和した建築物とする。 ・敷地内にはできうる限り緑を配置し、緑あふれるまちづくりと調和を図る。 ・災害発生時における地域住民の安全・安心の確保のため、周辺地域の防災・減災に寄与するように努める。</p>			
	建築物			
の方				
針				

「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置は計画図面表示のとおり」

理由

建築物の老朽化と国の行政機関集約のため、新庁舎の建て替えを行うと共に、周辺環境等と調和し、地域の防災・減災への寄与ができる土地利用を図るため都市計画長野一団地の官公庁施設を変更するもの。

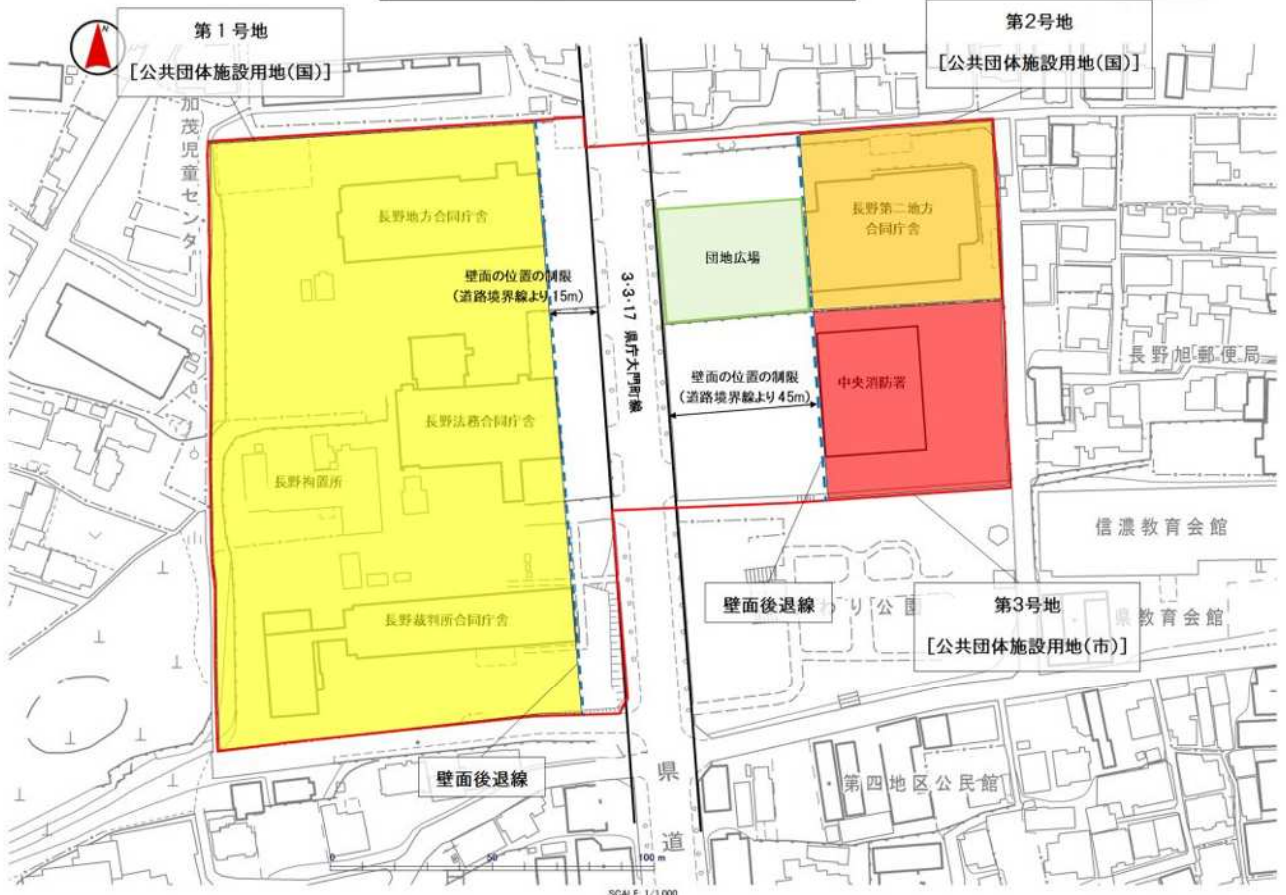
旧

長野都市計画 一団地の官公庁施設の変更
計画図 S=1/1,000



新

長野都市計画 一団地の官公庁施設の変更
計画図 S=1/1,000



その他参考図書

長野都市計画一団地の官公庁施設

1. 事業概要

～計画概要、位置～

(1) 計画概要

この計画は、長野市内に所在する長野行政監視行政相談センター、信越総合通信局、東京出入国在留管理局長野出張所、名古屋税関課出張所長野地区出張所、関東農政局長野県拠点、信越自然環境事務所、長野保護観察所、長野公安調査事務所及び長野地方気象台の9官署を集約し、長野第1合同庁舎敷地において新庁舎への建替を行うものである。

現在、このうちの6官署が入居する長野第1合同庁舎は、災害応急対策活動に必要な耐震性能を有していないとともに、築後53年が経過し、老朽化による不具合が生じている。2官署が入居する長野法務総合庁舎は、所要の耐震性能を有していないとともに、築後54年が経過し、老朽化による不具合が生じている。また、単独庁舎である長野地方気象台は、築後66年が経過し、老朽化による不具合が生じるとともに、業務の拡大に伴う著しい狭あい状態が生じている。これらの理由から新庁舎を整備する必要がある。

なお、新庁舎は、長野市における一団地の官公庁施設(長野団地)区域内に、歴史的風土、自然環境と調和のとれた整備を行うことにより、まちづくりへ寄与するとともに、災害への対応拠点として地域防災へ貢献するものとなる。

(2) 位置 長野県長野市



1. 事業概要

～現庁舎の概要～

(4) 現庁舎の概要

1) 長野第1合同庁舎

【入居官署】 長野行政監視行政相談センター、信越総合通信局、東京出入国在留管理局長野出張所、名古屋税関諏訪出張所長野地区政令派出事務所、関東農政局長野県拠点、信越自然環境事務所

建設 : 昭和41年 (築53年)
敷地 : 長野県長野市旭町1108番地
建物 : 鉄筋コンクリート造 地上5階建て外 延べ面積: 6,661㎡



2) 長野地方気象台

建設 : 昭和28年 (築66年)
敷地 : 長野県長野市箱清水1-8-18
建物 : 鉄筋コンクリート造 地上1階建て外 延べ面積: 702㎡



3) 長野法務総合庁舎

【入居官署】 長野地方検察庁※、長野保護観察所、長野公安調査事務所
建設 : 昭和40年 (築54年)
敷地 : 長野県長野市旭町1108番地
建物 : 鉄筋コンクリート造 地上6階建て 延べ面積: 5,646㎡



※合同庁舎計画の対象外(法務省において計画中)

※合同庁舎計画ではなく、檢察棟としての計画となります。

(5) 入居官署の業務概要

1) 長野行政監視行政相談センター(B棟)

- ・ 国や特殊法人、独立行政法人等の各行政機関等の業務について、政策評価、行政評価・監視、行政相談等を行う機関である。
- ・ 管轄区域は、長野県全域である。

2) 信越総合通信局(A棟)

- ・ 国の情報通信行政を所掌し、情報通信を活用した防災・減災対策、電気通信事業の監理監督、地域の情報化の推進、電波の有効利用の推進、各種無線局の許認可及び電波の監視などを所管する機関である。
- ・ 管轄区域は、長野県全域、新潟県全域である。

3) 東京出入国在留管理局長野出張所(B棟)

- ・ 出入国管理行政を所掌し、在留関係諸申請、在留資格認定証明書交付申請及び、海港における上陸審査の業務を行う機関である。
- ・ 管轄区域は、長野県全域、新潟県全域である。

4) 名古屋税関諏訪出張所長野地区政令派出所事務所(B棟)

- ・ 名古屋税関の出先機関として設置され、輸出入貨物の通関、関税等の徴収、密輸の取締り等を行う機関である。
- ・ 管轄区域は、長野県全域である。

5) 関東農政局長野県拠点(B棟)

- ・ 関東農政局の出先機関として設置され、農政についての説明や相談に対応する農政全般に関する総合窓口として、自治体等と協力して農政課題の解決に取り組むための事務を行う機関である。
- ・ 管轄区域は、長野県全域である。

(5) 入居官署の業務概要

6) 信越自然環境事務所(B棟)

- ・ 中部地方環境事務所の出先機関として設置され、管轄区域内国立公園における自然環境の保護管理、野生生物の保護管理、自然環境の保全整備等の業務を行う機関である。
- ・ 管轄区域は、上信越高原国立公園、妙高戸隠連山国立公園、中部山岳国立公園の全域である。

7) 長野地方気象台(A棟)

- ・ 東京管区気象台の管轄下にあり、地上気象観測、地域気象観測、生物季節観測、地震の震度観測などの業務を行い、天気予報・週間天気予報、気象注意報・警報・情報、地震情報・緊急地震速報、噴火警報・噴火予報の情報を行う機関である。
- ・ 管轄区域は、長野県全域である。

8) 長野保護観察所(B棟)

- ・ 犯罪や非行を犯し家庭裁判所の決定により、保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付の刑執行猶予となった者に対して保護観察等を行う機関である。
- ・ 管轄区域は、長野県全域である。

9) 長野公安調査事務所(B棟)

- ・ 関東公安調査局の出先機関であり、破壊的団体の規制に関する調査に関する事務及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査及び規制措置に関する事務を行う機関である。
- ・ 管轄区域は、長野県全域及び群馬県全域である。

2. 事業計画の必要性

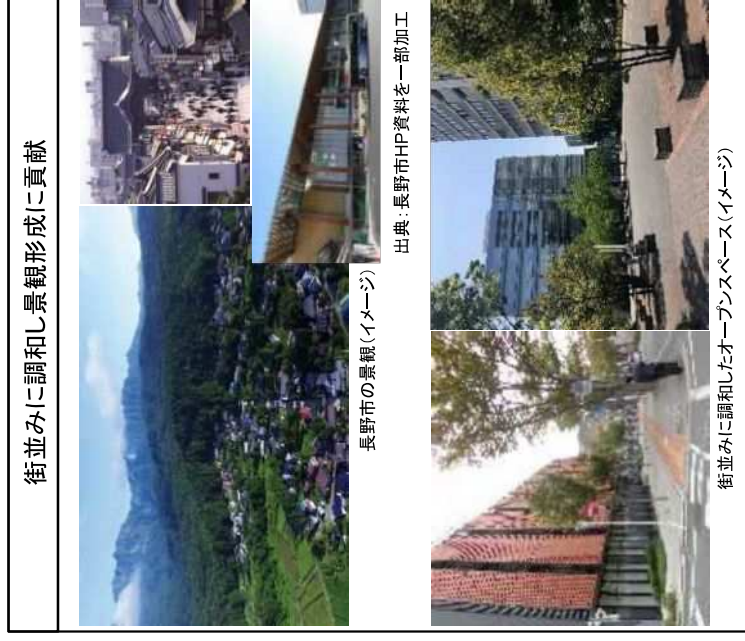
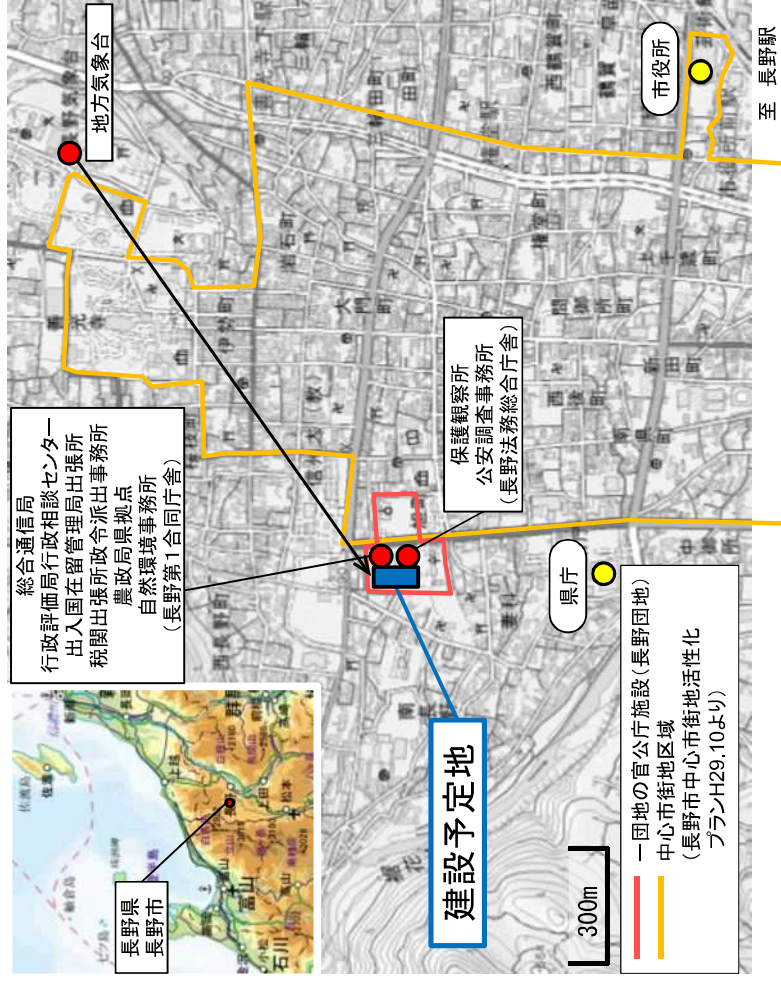
～地域連携～

令和元年8月

新規事業評価採択時評価資料より

(4) 地域連携

- ・一団地の官公庁施設内への整備による都市計画への寄与(長野団地)
- ・街並みに調和した整備(オープンスペースの確保)により景観形成に貢献
- ・災害時の一時避難場所としての機能を確保
- ・新庁舎の整備促進、地域防災拠点として整備を求めると長野県防災担当部長(令和元年5月)及び長野市長(平成31年4月)からの要望有り。



出典:長野市HP資料を一部加工

新

長野市都市計画 一団地の官公庁施設の変更
【変更後】計画図 (S=1/1,000 A3)

※基本設計時点により、今後行政指導等で計画が変更する可能性あり

